

トピック 子供・若者に対する新型コロナウイルス感染症に関する政府の主な対応

新型コロナウイルス感染症に関する政府の対応のうち、特に子供・若者が対象となる主な対応（令和2年5月末時点）を紹介。

1. 学校等における対応

- (1) 臨時休業の実施要請等
 - ・各学校の設置者へ臨時休業の実施を要請
 - ・「学校再開ガイドライン」及び「臨時休業ガイドライン」を公表
 - ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合の財政支援 等
- (2) 児童生徒の学習機会の確保
 - ・「GIGAスクール構想」を加速し、「1人1台端末」の早期実現等を推進
 - ・「子供の学び応援サイト」を開設 等
- (3) 大学及び高等専門学校等における対応
 - ・令和2年度第1次補正予算において、遠隔授業を行うための支援体制整備のために必要な経費を計上
 - ・高等教育の修学支援新制度と、より幅広い世帯を支援対象としている日本学生支援機構の貸与型奨学金の両制度においても、家計が急変した学生等への支援
 - ・アルバイト収入が大幅に減少し大学等で修学の継続が困難になっている学生等を対象に、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設 等
- (4) 在外教育施設における対応
 - ・保護者からの相談等に対応するための窓口を文部科学省及び公益財団法人海外子女教育振興財団に設置 等

2. 児童虐待防止対策

これまでの取組に加え、様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子供等を定期的に見守る体制を確保し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施。

3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策にかかる施策の推進

新たな「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」などに基づき、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、妊産婦に対する感染対策の徹底や妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等に、政府は関係機関と協力して取り組むことなどを記載。